

防災・安全ニュース

VOL. 34

危機管理課

2026年2月号

電話：65-1282

今冬、既にインフルエンザに罹患された方もいらっしゃると思いますが、1シーズンで2回罹患される方もいます。3月頃までは流行期ですので、かかるない方も含め予防に努められてください。

では、今月号もよろしくお願ひいたします。今月号のトピックスは次のとおりです。

- ・災害時の避難先
- ・防犯の日（愛媛県）
- ・緊急地震速報（警報）を発表する地域

災害時の避難先

災害発生時の具体的な避難場所を考えたことがあるでしょうか？

「避難＝市の指定避難所」と考える方も多いかと思います。しかし、その環境は、不特定多数の方が避難されるため決して良好なものではなく、例えばプライベート空間の確保やいびき、泣き声、足音といった音などは、お互いに配慮・我慢する必要があります。

そこで**避難先を考える上での優先順位**を次のように考えていただければと思います。

- ① 自宅が安全な場合、在宅避難または自宅の敷地内で避難
- ② 自宅が安全でない場合、親戚や友人宅への縁故避難
- ③ 縁故避難もできない場合、指定避難所への避難

災害発時に①②の避難をされる方が多ければ多いほど指定避難所に集まる人数が減って、自宅の全壊などによってどうしても指定避難所に避難せざるを得ない方々の負担軽減にもなります。このため、**自宅で過ごせる備えや縁故避難を事前にご検討ください。**

防犯の日（愛媛県）

毎月5日（土日祝日に当たる場合はその翌日）は、愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例において「防犯の日」としています。同条例の基本理念では、「安全安心なまちづくりは、『自らの命は自ら守る、地域の安全は地域で守る。』という意識の下に犯罪防止のための県民等による自主的な活動を基本として行わなければならない。」とされています。

防災と同様に防犯においても、公の力は限定的ですので、日頃の安全・安心を守ることは、例え小学生であっても一人ひとりが自らできることを実践とともに、日頃からの挨拶などによる地域での顔の見える関係の構築、連帯意識の向上を目指しましょう。

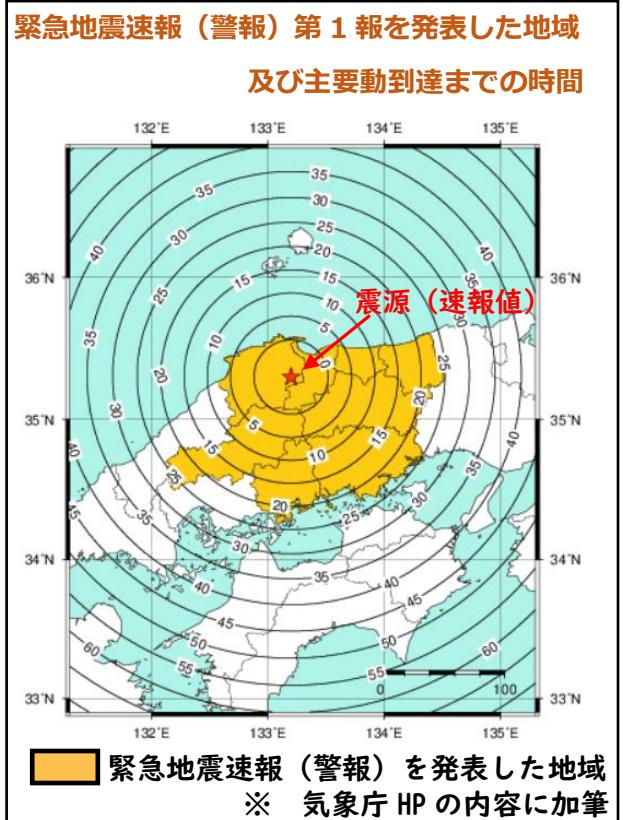


緊急地震速報（警報）を発表する地域

先月6日の島根県東部を震源とする地震で被害に遭われた皆さんに対し、衷心よりお見舞い申し上げます。

この地震の際、新居浜市でも結構な横揺れがありました。「緊急地震速報が鳴らなかったね。」という声を多く耳にしましたので緊急地震速報（警報）を発表する地域について説明します。

緊急地震速報（警報）は、簡単にいうと次ページ冒頭の基準で発表されます。



発表基準

震度5弱以上を予想した場合
+ (または)
長周期地震動階級3以上を予想した場合

発表地域

震度4以上を予想した地域
+ (または)
長周期地震動階級3以上を予想した地域

この基準をもって、今回の地震で緊急地震速報（警報）が発表された地域は前ページの図のとおりで、新居浜市は含まれていませんでしたので、新居浜市では発表地域の条件を満たしていなかった（震度4以上と長周期地震動3以上が予想されなかった。）ため、緊急地震速報（警報）が発表されませんでした。

そして、実際に発表された新居浜市の震度は3（震度計がある場所）でしたが、大きな揺れを感じた方もいらしたと思います。

日頃から家具の固定や感震ブレーカーの設置などの地震対策をよろしくお願いします。

緊急地震速報（警報）及び（予報）について（気象庁HP）

→ <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/eew/shikumi/shousai.html>

【編集後記】

今月も防災・安全ニュースを最後までご覧いただきまして、ありがとうございました。

今月は、暮らしに欠かせない灯りの話です。既にご存じの方もいらっしゃることだと思いますが、水俣条約締結国会議の決定を受け、一般照明用の蛍光灯の製造と輸出入は、来年の2027年末の全面禁止に向けて逐次規制されます。2028年以降も蛍光灯の使用と在庫の売買は可能ですが、蛍光灯の寿命が切れるタイミングなどの交換がお勧めです。（N.O）

蛍光灯からLED照明への切り替えはお済ですか？（経済産業省HP）

→ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/led_shomei/index.html

水銀汚染防止法による各種ランプの規制開始日（経済産業省HP）

→ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/mercury/lampkisei.pdf